

議 事 録 (要 旨)

平成30年11月28日(水)午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において11月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第59号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり可決
第60号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第61号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第62号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第63号議案	現況証明について	〃
第64号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第65号議案	農地・非農地判断について	〃
第66号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第67号議案	農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの申出について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第52号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第53号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第54号報告	農地法施行規則第53条第8号の規定による転用の報告の確認について
第55号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第56号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第57号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第58号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第59号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第60号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第61号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第62号報告	農地等の贈与税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

出席委員 22名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川明孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	(参与)
15番	北	
16番	長谷川忠夫	
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	(参与)
22番	山本清幸	
23番	吉田光範	

欠席委員 2名

17番	田端秀雄
24番	田村洋子

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	大 谷 康 二
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	高 間 紀 英
主 幹	猪 坂 朋 彦
主 査	小 林 恵 美
主 査	中 出 剛 史
主 事	富 平 一 博
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後2時00分

(細江会長挨拶)

議 長
(10番
細江会長)

それでは、ただ今から11月の定例会を開催いたします。
なお、田端委員、田村委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号1番小寺義則委員、2番田谷委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第59号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第59号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第59号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第60号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第60号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第61号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」及び第62号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第61号議案及び第62号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました池森委員から報告をお願いします。

19番
池森委員

(第61号議案及び第62号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5番
鈴木委員

第61号議案の1番の案件で、現地の写真を見ると田の中に石のようなものが見えるのですが。

21番
廣部委員

田の排水が悪く土の柔らかいところに機械が入ったため、あのように土が盛ってしまったのです。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第61号議案及び第62号議案を、原案のとおり許可することにご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第62号議案の案件については福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。
続きまして、第63号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第63号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました池森委員から報告をお願いします。

19番
池森委員

(第63号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第63号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第64号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第64号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤会長

(第64号議案 現地調査報告)

職務代理者

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第64号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第65号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第65号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤 会長
職務代理者

(第65号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

12番
池田委員

この1筆だけではなく、その周辺も一体的に非農地判断することはできないのですか。他にもこういうところがたくさんあります。また、利用状況調査では同じ場所の荒廃農地Bが毎年出てきます。そういうところを一括して非農地判断していけば、農地面積が減って集積率が上がると思うのですが。

事務局

集積率の分母は耕地及び作付け面積統計における耕地面積となっておりますので、現況が農地でない荒廃農地の面積は入っていません。また、荒廃農地Bについては、国・県も積極的に非農地判断を進める方針であり、現在事務局の方で手続き等を検討しているところですので、近い時期に定例会でご提案いたします。

5番

しかし、所有者から申請がないのに勝手に非農地判断出来ないのでは。今

鈴木委員

回の案件は、申請者が相続して初めてここは農地じゃない、と申請してきた。

事務局

ご指摘のように申請が出てくるのを待っていたら非農地判断が進まないの
で、申請が無くても農業委員会の裁量で農地・非農地判断をするように国の
方針が変わりました。そのための具体的な手続きを事務局で検討している
ところです。

19番
池森委員

固定資産税はどうなっているのですか。

事務局

固定資産税は現況課税主義なので、現況が山林ならば山林課税です。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第65号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承
認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第66号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第66号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第66号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第67号議案「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの申出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第67号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3番
伊藤委員

このあっせん順位はどのように決めたのですか。この集落に法人があると思いますが。

事務局

まずは認定農業者を優先にということで、同じ集落の認定農業者を第1位に、次に近隣の認定農業者を挙げました。後は同じ集落の農家の方を経営面積の大きい順に順位付けしました。同じ集落に法人の認定農業者がありますが、借り受けのみで農地所有をしていないため除外いたしました。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第67号議案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。
それでは、第52号報告ないし第62号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第52号ないし第62号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(農業者年金推進ポスターの掲示依頼及び今後の日程説明について説明)

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6 番
武澤会長
職務代理者

本日の定例会は第 5 9 号議案から第 6 7 号議案まですべて原案どおり承認または決定をいただきました。また、第 5 2 号報告から第 6 2 号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、11月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 2 0 分